

○国家公安委員会告示第四十一号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和元年十一月八日

国家公安委員会委員長 武田 良太

氏名 ムサード・ベン・アリ・ベン・アル・バシール・アル・ムラーダシ (MOURAD BEN ALI BEN AL-BASHEER AL-TRABELSI)

名簿に記載された年月日 2003年11月12日（2005年12月20日、2009年8月10日、2011年5月16日及び2016年2月23日に改訂）

名簿記載者公告番号 Q1-77